

## 京都市立西ノ京中学校 部活動運営方針

### 1 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

### 2 位置づけ

部活動は学校教育活動の一環として行い、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとする。

### 3 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ① 活動に必要な部員がいること。
- ② 顧問がいること。
- ③ 校内に活動場所を確保できること。

### 4 部員

入部は自由意志により、一人1部とし、3年間続けることを原則とする。

### 5 運営規定

#### (1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

#### (2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 等）は3時間程度を原則とする。

#### (3) 完全下校

夏・冬時間の規定に従って下記のとおりとする。ただし、長期休業期間中は、下記に関わらず完全下校は17時00分とする。

- |               |             |            |
|---------------|-------------|------------|
| ① 夏時間（2月～10月） | 17時30分まで活動可 | 17時45分完全下校 |
| ② 冬時間（10月～2月） | 17時00分まで活動可 | 17時15分完全下校 |

#### (4) 休養日

ア 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。

イ 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

#### (5) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし、試験最終日は除く）。
- ② 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。

#### (6) 活動計画

各部活動ごとに年間及び各月ごとの活動計画を作成し、顧問から保護者に配布する。

#### (7) 部費等

部費の徴収は禁止する。